

## 特定非営利活動法人柔道教育ソリダリティーの 理念と活動について

山下泰裕<sup>\*1</sup>・橋本敏明<sup>\*1</sup>

The Project and Philosophy of the Solidarity of International Judo Education, A Nonprofit Organization

by

Yasuhiro YAMASHITA and Toshiaki HASHIMOTO

### I はじめに

特定非営利活動法人とは、特定非営利活動促進法（NPO 法、平成10年法律第 7 号）に基づき法人格を取得した団体の一般的な総称である（通称：NPO 法人）。NPO は、「Nonprofit Organization」の略で「非営利組織」と訳され、法人格の有無に関わらず民間の立場で、営利を目的とせず、活動目的達成のために組織的な社会貢献活動を行う団体である。単に NPO とのみ呼ぶ場合は、NPO 法人も含み、その範囲が広い。

特定非営利活動法人による活動において最も重要な点は、特定非営利活動促進法の第二条（定義）に記されている「不特定多数かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものという」の考え方であろう。「不特定多数かつ多数のものの利益」とは、いわゆる「公益」を意味するといってよい。第三条（原則）では、「特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的として、

その事業を行ってはならない」と言い換えて強調している。このことは、企業や政治的な団体などの根本的な違いを明記するとともに、利益があがっても特定の個人や法人、団体に分配してはならないことを示している。とかく私欲に走りがちな人間の本性を見抜き、戒めているように思える。

われわれは、従来から柔道の国際的普及に係る諸活動、及び柔道による青少年育成活動などの社会貢献活動を行ってきた。こうした活動は、柔道本来の社会活動であり、既に柔道界の中核組織である財講道館や財全日本柔道連盟などを中心に幅広く実践され、効果を上げている。しかしながら近年、社会のグローバル化と情報化が急速に進む中にあって国際的な視野からより迅速に対応することが求められるようになった。筆者（山下）は、これまで国際柔道連盟（IJF）教育コーチング理事として柔道の国際的な普及振興を担当してきたが、既存組織や個人の尽力に止まることなく支援の輪をさらに広げる必要性を痛感している。その

\* 1 東海大学体育学部武道学科

ためには柔道界のみならず様々な分野の、関心を持つ個人、団体の力を結集することが必要であり、民間の立場で組織的な活動を展開したいと考えるに至った。

そこで特定非営利活動促進法に基づいて神奈川県に「特定非営利活動法人柔道教育ソリダリティー」の設立認証を申請した。結果は、2006年3月29日に認証され、4月4日に設立登記した。理事長は山下泰裕、副理事長が橋本敏明で、事務所を東海大学体育学部の山下研究室内に置いた。このことからうかがえるように、体育学部武道学科の教育研究とも深く関わっている。また活動を始めるにあたっては、当然のことながら東海大学の発展に寄与することを念頭に置いた。この点について、とくに次の3点を指摘したい。

- (1) 柔道の国際的活動は、学園創立者松前重義が国際柔道連盟会長（1979～1987在任）として展開した普及振興の理念と活動を継承するものである。
- (2) 大学の使命として教育、研究に加えて社会貢献が求められている。
- (3) 体育学部武道学科は、教育目標に「国際感覚を磨き、国際的に活躍する人材の育成」を掲げている。

設立後、約1年半が経過した。活動目的に賛同する人々の協力を得てささやかではあるが着実に活動を展開しており、ここに理念と活動実績について報告するものである。

## II 設立経緯について

### 1. 設立への準備

2005年秋、設立趣意書を作成し設立発起人及び役員（理事・監事）の就任依頼を行った。設立発起人に奥田碩（トヨタ自動車株式会社取締役会長）、嘉納行光（財団法人講道館館長、財団法人全日本柔道連盟会長）、松前達郎（東海大学総長、国際武道大学理事長）の三氏が就任した。設立後、三氏には顧問就任を依頼し承諾を得た。なお、顧問として稻盛和夫氏（京セラ㈱名誉会長）が加わり、現在は4人である。

設立趣意書に示した目的は次のとおりである（一部抜粋）。

柔道の国際交流、及び発展途上国等への支援活動は既設の様々な団体で実施されているが十分とはいえない。われわれは、柔道のスポーツ文化としての価値、日本の伝統文化としての価値、そして教育としての価値を踏まえてIJFの教育コーチング理事である山下泰裕氏の活動と連動しながら柔道の普及と振興に微力を尽くしたいと考える。われわれの目的は、柔道の国際的な普及に寄与とともに、その活動を通して人ととの交流を図り、異文化理解を進め、以って日本の青少年育成に寄与することにある。

社会の転換期にあって、われわれはその荒波に呑まれることなくスポーツ、及び柔道の理想を掲げて前進したいと思う。

われわれは有志集めて『NPO 法人柔道教育ソリダリティー（仮称）』を設立し、主に下記の事業を推進する。

- 1) 柔道の国際的普及、振興に係る事業
- 2) 柔道による文化交流、異文化理解の推進に係る事業
- 3) 柔道による青少年育成に係る事業

筆者は、依頼文書で「ソリダリティー」という言葉は団結、連帯という意味であること、そして「平成13年から講道館・全日本柔道連盟の提唱で展開されている柔道ルネッサンス運動とも連動するもの」という説明を加えた。

なお設立に向けての強い後押しは奥田碩氏であった。奥田氏は、学生時代（一橋大）、柔道に熱中した経験を持ち、当時（社）日本経済団体連合会の会長でもあった。2005年4月に角川書店から奥田氏との共著で『武士道とともに生きる』が出版された。奥田氏との交流から示唆と励ましを与えられ、本の印税を設立準備資金に充てて取り組んだ。

### 2. 神奈川県へ設立認証申請

神奈川県へ設立認証の申請を行い、承認された経緯は次のとおりである。

- 1) 2005年12月13日に東海大学体育学部武道学科の研究室において設立のための会議を開催した。出席者は3人であった（山下泰裕、橋

## 特定非営利活動法人柔道教育ソリダリティーの理念と活動について

本敏明、光本恵子)。この会議で、設立趣意書、定款、設立当初の会費、設立初年度及び翌年度の事業計画書及び収支予算書、団体の目的、役員選任についての原案を承認し、山下泰裕を設立代表者として申請にあたることとした。

なお、役員に関しては理事の定数が5人以上15人以下、監事が1人以上3人以下で、理事のうち、1人を理事長、若干名を副理事長とすると定めた(定款第13条)。下記の11人の理事、2人の監事で申請した。

(理事) 山下泰裕 橋本敏明 上治丈太郎  
植村健次郎 小田全宏 高木善之  
地引淳志 早川信正 阪 和彦  
蓑宮武夫 矢野弘典

(監事) 小出将惠 中野根二郎

また会員は、正会員と賛助会員の2種で、会費は正会員・個人10,000円、団体50,000円、賛助会員・個人3,000円、団体10,000円とした。

2) 神奈川県NPO支援オフィスに相談しながら申請書類を作成し、2006年3月19日に提出し受理された。そして3月29日に設立認証された(神奈川県知事所轄法人、整理番号1658)。4月4日、直ちに登記手続きを行い、4月12日に登記完了。設立日は、登記手続きを行った4月4日である。

活動の種類としては、「学術、文化、芸術、又はスポーツの振興を図る活動」「国際協力の活動」「子どもの健全育成を図る活動」の三つに該当する。

NPO法人設立に関しては、朝日新聞が3月27日夕刊で報じた。

定款の「目的及び事業」は次のとおりである。

### 第2章 目的及び事業

#### (目的)

第3条 この法人は、柔道の国際的普及、振興、柔道による文化交流、異文化理解の推進、柔道による青少年育成に関わる事業を行い、柔道を通じての国際理解、子どもの健全育成を図ることを目的とする。

#### (特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1)スポーツの振興を図る活動
- (2)国際協力の活動
- (3)子どもの健全育成を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

#### 特定非営利活動に係る事業

- ①柔道の国際的普及、振興に関する事業
- ②柔道を通じての文化交流、異文化理解の推進に関わる事業
- ③柔道による青少年育成に関する事業

## III 設立後の活動について

### 1. 理事会、総会の開催

理事会は、2006年度及び2007年度上半期に計4回開催し、予算及び決算、事業予定及び報告などを審議した。

- ・2006年度第1回…4月12日…事業計画、収支予算の承認。
- ・同 第2回…10月2日…定款の見直し(会費に一口以上と明記する)。
- ・同 第3回…12月19日…事務処理と会計処理の内部規則を制定。
- ・2007年度第1回…4月11日…事業報告・収支決算、事業計画・収支予算。  
(2006年度決算額約2580万円、2007年度予算額約2480万円)

また、総会は臨時総会を含め計3回開催した。

- ・第1回…設立準備の会議が通常総会と見なされる。
- ・第1回臨時総会…2006年12月19日…正会員数226、出席数140。
- ・第2回…2007年6月14日…正会員数242、出席数135。

役員選任(理事再任11人、新任3人 加藤暁子 鶴田友晴 吉川和良、監事再任)

なお会場は、設立準備会議を除き全て東海大学校友会館(東京都千代田区、霞ヶ関ビル33階)である。

## 2. 主な事業について

定款の「目的及び事業」に沿って様々な活動を行っており、その中で柱となる事業（2006年度実施）を挙げる。

### 1) 柔道の国際的普及、振興に関する事業

#### (1) リサイクル柔道衣配布事業

IJF 教育コーチング委員会、全日本柔道連盟及び東海大学と協力して世界の柔道発展途上国へ古柔道衣を送った。また、ロシア・北オセチアへ畳100枚・柔道衣100着を寄贈した。

#### (2) 指導者派遣・外国人受入事業

サントドミンゴで行われた柔道護身術会議へ指導者（1人）を派遣した。

#### (3) 教材等の製作事業（研究推進含む）

柔道教育用 DVD（多言語）を作成するための会議を行った。また、英国のバース大学に柔道研究者の国際ネットワーク（International Association of Judo Researchers）作りのための事務所を設置した。

#### (4) 国際柔道女性セミナー企画事業

全日本柔道連盟、IOC、IJF と協力して世界の女性柔道指導者のレベル向上のための第1回柔道女性コーチセミナーを日本（福岡）で開催した。

#### (5) 会報の発行

柔道の国際的普及活動等を会員や一般市民に広報するための会報を発行した。

### 2) 柔道を通じての文化交流、異文化理解の推進に関する事業

#### (1) 国際中学生柔道大会に海外の少年少女たちを招待する事業

毎年福岡県宗像市で開催される『サニックス国際中学生柔道大会』に外務省と協力して海外の中学生を招待した。

#### (2) 中国柔道支援及び交流事業

民間企業から資金援助を受け、2008年北京オリンピックに向けて中国男子ナショナルチームの強化練習を支援している。また、青島市に建設予定の日中友好柔道館の企画運営に助言し人材養成に協力した（研修生受入）。

#### (3) 文化スポーツ交流事業

国際交流基金が日本の伝統文化への理解を図る目的でフランス3都市において企画実施した柔道

交流事業に協力した。また、日露青年交流センター主催の平成18年度日露青年交流事業「日露学生フォーラム」（モスクワ大学）への参加を支援した（東海大学柔道部の学生が参加）。

### 3) 柔道による青少年育成事業

#### (1) 柔道を通じた社会貢献活動事業

青少年を対象とした柔道の講習会、研修会を企画、実施した。

### 4) その他の事業

#### (1) 講演会等の開催

##### ・第1回 2006年12月19日

講師：奥田碩（顧問 トヨタ自動車株式会社取締役相談役）

会場：東海大学校友会館 臨時総会後に開催する。約120人が聴講した。

・東海大学体育学部で開催された学生対象の「望星ゼミナール」で講演し、NPO 法人の活動を紹介した（2006年7月10日、講師：山下／橋本）。

## IV まとめ

特定非営利活動法人柔道教育ソリダリティーの活動はスタートしたばかりで十分に点検評価できないが、確実に歩み始めたといってよいだろう。われわれは、民間の立場で、営利を目的とせず、定款に記した目的達成に向けて組織的な社会貢献活動を開催するとともに学生の教育にも活かしたいと思っている。初年度に実施した諸活動にボランティアとして多くの学生が参加している。その輪を今後さらに広げたい。そのことが、前述した(1)創立者の理念と活動を継承し、(2)大学の使命としての社会貢献を推進し、(3)武道学科の教育目的である国際人育成につながると考える。

今後の課題として、とくに教育研究の観点から柔道研究者ネットワーク作りと女性コーチセミナー（指導者養成）を重視したい。現下の急激な社会変化に対応し、よりよい未来を拓く原動力は、やはり「人間の知」であろうと思うし、女子柔道は女性指導者養成の段階に入ったと見る。これらは、柔道の国際的普及と発展の基礎となる要素といえる。